

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指定年月日	有効期限
梶山内科	広島市中区十日市町1-2-22	令和 8年 7月 1日	令和14年 6月30日
石本歯科医院	広島市中区鉄砲町9-24カサヴェルデ八丁堀2F	令和 8年 7月 1日	令和14年 6月30日
たかの橋薬局	広島市中区国泰寺町2丁目4-21	令和 8年 7月 1日	令和14年 6月30日
上野歯科医院	広島市東区戸坂南1-12-7	令和 8年 7月 1日	令和14年 6月30日
河村歯科矯正歯科クリニック	広島市南区京橋町1番3号	令和 8年 7月18日	令和14年 7月17日
ぶんぶん薬局	広島市南区出汐一丁目4番7号SUN-SHINE長岡1階101号	令和 8年 7月 1日	令和14年 6月30日
ウオンツ 段原薬局	広島市南区段原南一丁目1番21号	令和 8年 7月 1日	令和14年 6月30日
キララ薬局 船越店	広島市安芸区船越南二丁目1番10号	令和 8年 7月 1日	令和14年 6月30日